

# 傷害お見舞いサービス規約

この傷害お見舞いサービス規約は、日本直販株式会社がプレミアムプラス会員に対し、第1条に定義する傷害お見舞いサービス（以下「本サービス」といいます）を提供する際に使用する規約です。日本直販プレミアムプラス会員事務局は日本直販プレミアムプラス会員を被保険者とし三井住友海上火災保険株式会社（以下保険会社）を保険者として「団体総合生活補償保険（MS&AD型）」を締結しており、本サービスのご利用に際しては、この傷害お見舞いサービス規約（以下「本規約」といいます）および弊社ホームページに掲載した団体総合生活補償保険（MS&AD型）の約款および特約による契約内容が適用されます。

## 1.（定義）

本特約での用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った障害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に発生する中毒症状を含みます。ただし次のいずれかに該当するものを含みません。
  - ① 細菌性食中毒
  - ② ウィルス性食中毒
  - ③ 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状
- (2) 「後遺障害」とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。
- (3) 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- (4) 「被保険者」とは、本サービスにより付保された保険契約により補償の対象となる者または補償を受ける者をいいます。
- (5) 「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払い責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- (6) 「普通保険約款」とは、本サービスで提供する保険契約により補償サービスの原則的な事項を定めたものです。
- (7) 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- (8) 「乗用具」とは、自動車等、モーターボート（水上オートバイを含む）、ゴーカート、スノーモビルその他これらに類するものをいいます。
- (9) 「競技等」とは、競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。

（注1）競技、競争、工業には、いずれもそのための練習を含みます。  
（注2）試運転とは、性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

## 2.（本サービスの提供開始）

当社は、お客様がプレミアムプラス会員の申し込みを行い、当社が受理した日の翌営業日午前0時以降から本サービスの提供を開始します。

## 3.（利用料）

別途本サービスの利用料はかかりません。

## 4.（サービス対象事由）

当社は、次の各号のいずれかに該当することを対象事由として、契約保険会社の普通保険約款および傷害補償特約に従い、プレミアムプラス会員にお見舞い金を支払います。

- ① プレミアムプラス会員が日常生活において傷害により死亡された場合
- ② プレミアムプラス会員が日常生活において傷害により後遺障害を負った場合

## 5. (お見舞い金の額)

- (1) 死亡の場合 10 万円
- (2) 後遺障害の場合 後遺障害の程度により 10 万円の 4~100%  
(保険会社の傷害補償 (MS&AD 型) 特約 別表 3 による)

## 6. (保険対象期間)

- (1) プレミアムプラス会員となった日の翌営業日午前 0 時より本サービスの対象となります。
- (2) ただしお客様が何らかの理由でプレミアムプラス会員の加入を中止した場合には、その時点をもって本サービスは終了します。プレミアムプラス退会後は、プレミアムプラス会員期間中の事故であっても、本サービスの提供を受ける事はできません。

## 7. (免責事項)

次の事象 1 事象 2 もしくは事象 3 のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては本サービスは適用されないものとします。

### 事象 1

- ① 被保険者の故意もしくは重大な過失
- ② 被保険者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
  - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
  - イ. 被保険者が道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 65 条 (酒気帯び運転の禁止) 第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
  - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心身喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 保険会社が傷害保険金を支払うべき障害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ 本条事象 1 9. から 11. までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑬ 本条事象 1 11. 以外の放射線照射または放射能汚染

### 事象 2

- ① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなる時でも、本サービスは適用しません。
- ② 被保険者の入浴中の溺水。ただし、入浴中の溺水が本サービスを適用すべき傷害によって発生した場合には、本サービスを適用します。
- ③ 被保険者の誤嚥によって発生した肺炎。この場合誤嚥の原因がいかなるときでも、本

サービスは適用しません。

### 事象3

- ① 被保険者が保険会社の傷害補償（MS&AD型）特約 別表1に掲げる運動等を行なっている間
- ② 被保険者の職業が保険会社の傷害補償（MS&AD型）特約 別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間
  - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし本条③ウ.に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、本サービスの対象とします。
  - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし本条③ウ.に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、本サービスの対象とします。
  - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間。

## 8.（個人情報のお取り扱いについて）

当社はお客様から提供していただいた個人情報を適切に保管し本サービスを提供します。また本サービス提供の際、以下の場合に限り、当社の責任においてサービス事業協力会社（サービス提供会社・金融機関・組合・保険会社）へお客様の個人情報を提供します。

- ① 保険請求に際して事業協力会社との個人情報の共有が必要となる場合
- ② 保険会社への請求の際に個人情報の提供が必要となる場合

## 9.（解除）

- (1) お客様は当社に対する書面による通知をもって、本サービスを解除することができます。
- (2) 当社はお客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、書面による通知によって本サービスを解除することが出来ます。
  - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること。
  - ② 反社会的勢力に対して資金を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - ④ 法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、実質的に関与していると認められること。
- (3) 前項の規定による解除が本サービス対象事象の後になされた場合でも、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した対象事象については、当社は本サービスを行いません。この場合に既に本サービスを行っていた時には、当社は本サービス支払額の返還を請求する事が出来るものとします。

## 10.（その他注意事項）

プレミアムプラス会員のお申し込みをいただいた時点で本規約および当社ホームページに掲載した保険会社の普通保険約款にご同意をいただいたものとします。なお、本サービスは死亡・後遺障害のみを対象としており、保険会社の傷害補償（MS&AD型）特約第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）、第7条（傷害通院保険金の計算）の項目は本サー

ビスの対象外となります。

#### **1 1. (本規約の変更)**

- (1) 当社は本規約の趣旨に反しない範囲で、法令もしくはサービス規約等の変更に伴う変更を行うことがあります。
- (2) 本規約変更の場合には、変更後にご加入いただくお客様より、変更後の規約が適用されるものとします。
- (3) 前1項に基き本規約を変更する場合には、当社のホームページその他適切な方法により、変更の内容を事前に周知することとします。

#### **1 2. (合意管轄)**

本規約にかかわる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2024年10月31日制定)